

上越市行政手続の電子化に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和6年3月28日

上越市長 中川 幹太

上越市規則第19号

上越市行政手続の電子化に伴う関係規則の整備に関する規則

(上越市土地区画整理事業助成金交付規則の一部改正)

第1条 上越市土地区画整理事業助成金交付規則(昭和46年上越市規則第25号)の一部を次のように改正する。

第2号様式中「㊦」を削る。

(上越市電話管理規則の一部改正)

第2条 上越市電話管理規則(昭和46年上越市規則第26号)の一部を次のように改正する。

第2号様式を次のように改める。

第2号様式(第6条関係)

公用通話料請求簿

課名

請求者氏名

通話 月日	用件	通話場所	対話者	通話 区分	立替通話料
				市内 市外	円
				市内 市外	円

				市内 市外	円
--	--	--	--	----------	---

(上越市住居表示に関する条例の施行規則の一部改正)

第3条 上越市住居表示に関する条例の施行規則(昭和46年上越市規則第37号)の一部を次のように改正する。

第1号様式中

「

※

決裁	課長		副課長		係長		実地調査		書類調査	
処理	住居番号		符定通知		表示板交付		台帳登載		対照表	

」

を削る。

第2号様式中

「

※

決裁	課長		副課長		係長		実地調査		書類調査	
処理	住居番号		通知		表示板交付		台帳更正		対照表	

」

を削る。

第3号様式中「印」を削る。

(上越市補助金交付規則の一部改正)

第4条 上越市補助金交付規則(昭和46年上越市規則第56号)の一部を次のように改正する。

第1号様式中

「

(交付・不交付の決定)

※ 補助金の名称		※ 交付決定額	円
※ 交付条件等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交付時期及び金額 ・ 不交付の場合 その理由 ・ 補助金決定の経過 ・ 交付条件 別添 補助金交付決定通知書のとおり	※ 支出科目	・ ・ ・
		※ 予算額	
			千円

※欄は、申請者において記載しないこと。

を削る。

第2号様式中「」を削る。

第3号様式中

補助金の交付 決定額	円	同 確定額	※	円
補助事業の完 了年月日	年 月 日	審査	※	年 月 日 係員 

を

補助金の交付 決定額	円	補助事業の 完了年月日	年 月 日
---------------	---	----------------	-------

に改め、「※欄は、申請者において記載しないこと。」を削る。

(上越市原動機付自転車標識手数料条例施行規則の一部改正)

第5条 上越市原動機付自転車標識手数料条例施行規則（昭和46年上越市規則第57号）
の一部を次のように改正する。

第2号様式中



及び

※ 標 識 番 号		摘 要	
-----------	--	-----	--


を


※ 標 識 番 号	
-----------	--


に改める。


(上越市市税条例施行規則の一部改正)

第6条 上越市市税条例施行規則(昭和46年上越市規則第66号)の一部を次のように改正する。

「
第7号様式中  を削る。
」

第18号の3様式中「」を削る。

第27号様式その2中「上欄に決裁欄を設けること。」及び「」を削る。

「
第30号様式及び第31号様式中  を削る。
」

第32号様式その2中

「

充 当		年 月 日 処理済 円		枚	検 印
	記号	番号	No.		
振 替		年 月 日		から振替	
不 渡		年 月 日	不渡確認証券返還		

」

を

「

充 当		年 月 日 処理済 円		枚	
	記号	番号	No.		
振 替		年 月 日		から振替	
不 渡		年 月 日	不渡確認証券返還		

」

「
に改め、

課 長
副 課 長
係 長

を削る。
」

係

」

「

第37号様式及び第43号様式中



を削る。

」

「

第48号様式中



を削る。

」

「

第52号様式中



、

」

「

※ 処 理 事 項	発 信 年 月 日			
	郵 便 局 消 印 等	確認印		
	年 月 日			

及び「注

」

※印欄には記入しないでください。」を削る。

第55号様式を次のように改める。

第55号様式（第11条関係）

釧 産 税 更 正 (決 定) 通 知 書				
第 号	年 月 日			
年 月 分	(特別徴収義務者) 住(居)所 (所在地) 氏 名 様 (名 称) 上越市長 印			
申告書提出期限				
年 月 日				
申告書提出月日				
年 月 日				
地方税法第538条の規定により次のとおり更正（決定）したので納期限までに納めてください。				
		課 税 標 準	税 率	税 額
更正（決定）による課税標準等		円		円
既に納入の確定した税額		/	/	
この通知書により納入すべき税額		/	/	
		基 礎 と な る 税 額	税 率	加 算 金 額
更正（決定）による加算金額	過少申告 不申告加算金額 重	円		円
	法第 条の規定による減 額分			
	差引納入額	/	/	
納 期 限	年 月 日	納 入 場 所		
上記の金額のほか、申告納入すべきであった納期限の翌日から納入の日までの期間に応じ、不足税額（1,000円未満の端数があるとき、またその金額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）につき年 %（納期限の翌日から1月を経過するまでの期間については年 %）の割合で計算した額の延滞金を加算して納めてください。				

(付記)

- (1) この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- (2) この決定について、上記(1)の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）処分の取消し

の訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

ア 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。

イ 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

ウ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第58号様式、第58号の2様式、第58号の4様式及び第58号の6様式中

「



を削る。

」

「

第61号様式その1中



を削る。

」

「

第61号様式その2中



を削る。

」

「

第61号様式その3中



及び

「

※ 所有者コード				
住所	氏	名	合算	

」

」

を削る。

「

第61号様式その4中



、「※」及び「注 ※印欄には記入しないでくだ

」

さい。」を削る。

「

第62号様式中



を削る。

」


「


第65号様式及び第66号様式中




を削る。


」

「
 第 7 1 号様式中  を削る。
 」

「
 第 7 6 号様式その 1 中  を削る。
 」

「
 第 7 6 号様式その 2 中  を削る。
 」

第 7 6 号様式その 3 から第 7 6 号様式その 5 までの様式及び第 7 7 号様式中


「
 を削る。
 」

第 8 6 号様式中

「


※ 認定欄 記入しないで ください。		住宅用地	台帳	区分	所有者コード				
		一部非住宅用地			住所	氏名	枝	合	
		・ %	旧						
		非住宅用地		新					

「提出先」及び「受付印」を削る。

「
 第 9 9 号様式から第 1 0 2 号様式までの様式中  を削る。
 」

(上越市斎場規則の一部改正)

第 7 条 上越市斎場規則 (昭和 4 7 年上越市規則第 1 9 号) の一部を次のように改正する。

第 8 号様式中「」を削る。

(上越市中小企業振興資金融資規則の一部改正)

第8条 上越市中小企業振興資金融資規則(昭和47年上越市規則第28号)の一部を次のように改正する。

別記様式中	申込金融 機 関 名	(担当者：)
	※受付印	
	※決裁： 年 月 日	

を

申込金融 機 関 名	
担当者名	

に

改め、「太枠内を記入してください。また、」を削る。

(上越市地方産業育成資金融資規則の一部改正)

第9条 上越市地方産業育成資金融資規則(昭和47年上越市規則第29号)の一部を次のように改正する。

別記様式中	申込金融 機 関 名	(担当者：)
	※受付印	
	※決裁： 年 月 日	

を

申込金融 機 関 名	
担当者名	

に

改め、「太枠内を記入してください。また、」を削る。

(上越市農林漁業振興事業の委託に関する規則の一部改正)

第10条 上越市農林漁業振興事業の委託に関する規則(昭和47年上越市規則第44号)

の一部を次のように改正する。

第1号様式中「印」を削る。

(上越市中心身障害者扶養共済制度掛金助成規則の一部改正)

第11条 上越市中心身障害者扶養共済制度掛金助成規則(昭和47年上越市規則第45号)

の一部を次のように改正する。

第2号様式中「印」を削る。

(上越市公印規則の一部改正)

第12条 上越市公印規則(昭和47年上越市規則第49号)の一部を次のように改正する。

第8条中「決裁済の文書を添えて公印保管者に提示し、その承認」を「決裁後、公印保管者の承認」に改める。

(上越市大気汚染に係る健康被害の救済に関する条例施行規則の一部改正)

第13条 上越市大気汚染に係る健康被害の救済に関する条例施行規則(昭和47年上越市規則第69号)の一部を次のように改正する。

「

※	年	月	日	番	号
受付	・	・			
認定	・	・			

及び「(4) ※印欄は、書か

ないでください。」を削る。

第4号様式中

「

※	受付年月日	認定年月日	再認定 棄却 年月日	有効期間	備考
処理欄					

」

及び備考4を削る。

第7号様式中

「

※	受付年月日	認定期日	医療券訂正	認定患者台帳 訂正
処理欄				

」

	
--	---	---	---	---	--

注 ※印欄は、書かないでください。

を削る。

第9号様式中

「

※ 受付年月日		年 月 日			※ 支給年月日		年 月 日		
※ 助成金の計算	Ⓐ ×10 総費用額	Ⓑ ×10 認定疾病 分金額	Ⓓ 自 己 負 担 金	付 加 給 付 額		Ⓐ : Ⓑ 診療割合		差引支給決 定額	
	円	円	円	円		割		円	
※ 処 理 欄	資格審査	計算	支給台帳	支給起票	決 裁	課長	副課長	係長	係

※ 1 この申請書は月ごとに医療機関の証明をもらってください。

2 ※印欄は書かないでください。

を「※ この申請書は、月ごとに医療機関の証明をもらってください。」に改める。

(土地譲渡益重課税制度及び超短期重課税制度並びに長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地及び優良住宅の認定事務施行規則の一部改正)

第14条 土地譲渡益重課税制度及び超短期重課税制度並びに長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地及び優良住宅の認定事務施行規則(昭和50年上越市規則第1号)の一部を次のように改正する。

「

第1号様式中	※手 数 料 欄	整理番号第 号	
		手数料 円	を削り、
		係 印	

」

「

※ 認定証明年月日番号	年 月 日 第 号
※ 処 理 事 項	受付

- 備考 1 ※印のある欄は、記載しないこと。
 2 その他必要な事項の欄には、道路位置指定、農地転用届等その他の法令による許可を必要とする場合には、その手続の状況を記載すること。

を
「

- 備考 その他必要な事項の欄には、道路位置指定、農地転用届等その他の法令による許可を必要とする場合には、その手続の状況を記載すること。

に改める。

第4号様式中

※ 手 数 料 欄	整理番号第	号
	手数料	円
	係 印	

を削り、

※ 認 定 証 明 年 月 日 番 号	年 月 日 第 号
※ 処 理 事 項	受付

- 備考 1 ※印のある欄は、記載しないこと。
 2 住宅が一棟の家屋の居住の用に供するために、独立的に区分された一の部分である場合にあつては、それぞれの住宅について、別紙に記載し、住宅の床面積及び住宅の敷地面積の欄には当該一棟の家屋の床面積及びその敷地面積を記載すること。
 3 住宅の構造については耐火及びその区分を記載すること。
 4 申請に当たっては、この様式中該当しない部分を抹消すること。

を
「

- 備考 1 住宅が一棟の家屋の居住の用に供するために、独立的に区分された一の部分である場合にあつては、それぞれの住宅について、別紙に記載し、住宅の床面積及び住宅の敷地面積の欄には当該一棟の家屋の床面積及びその敷地面積を記載すること。
 2 住宅の構造については耐火及びその区分を記載すること。

3 申請に当たっては、この様式中該当しない部分を抹消すること。

に改める。

(上越市関川及び戸野目川改修事業に伴う代替土地等取得融資資金に対する利子補給補助金交付規則の一部改正)

第15条 上越市関川及び戸野目川改修事業に伴う代替土地等取得融資資金に対する利子補給補助金交付規則(昭和53年上越市規則第20号)の一部を次のように改正する。

第2号様式中「印」を削る。

(上越市庁舎管理規則の一部改正)

第16条 上越市庁舎管理規則(昭和54年上越市規則第18号)の一部を次のように改正する。

第3号様式中「印」を削る。

(上越市老人福祉法施行規則の一部改正)

第17条 上越市老人福祉法施行規則(昭和56年上越市規則第14号)の一部を次のように改正する。

第1号様式(その3)を削り、第1号様式(その4)を第1号様式(その3)とする。

第3号様式中

所 長	課 長	副課長 係 長	係
-----	-----	------------	---

を削る。

第9号様式(その2)を削り、第9号様式(その1)を第9号様式とする。

(上越市工場移転特別資金融資規則の一部改正)

第18条 上越市工場移転特別資金融資規則(昭和59年上越市規則第8号)の一部を次のように改正する。

第1号様式中

申込金融 機 関 名	(担当者：)
※受付印	

を

申込金融 機 関 名	

に

※決裁： 年 月 日	担当者名
------------	------

改め、「太枠内を記入してください。また、」を削る。

(上越市経営改善支援資金融資規則の一部改正)

第19条 上越市経営改善支援資金融資規則（平成4年上越市規則第37号）の一部を次のように改正する。

別記様式中	<table border="1"> <tr> <td style="width: 100px; height: 80px; vertical-align: top;">申込金融 機関名</td> <td style="width: 150px; height: 80px; vertical-align: top;">(担当者：)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="height: 100px; vertical-align: top;">※受付印</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="height: 50px; vertical-align: bottom;">※決裁： 年 月 日</td> </tr> </table>	申込金融 機関名	(担当者：)	※受付印		※決裁： 年 月 日		を	<table border="1"> <tr> <td style="width: 100px; height: 100px; vertical-align: top;">申込金融 機関名</td> <td style="width: 150px; height: 100px;"></td> </tr> <tr> <td style="width: 100px; height: 150px; vertical-align: top;">担当者名</td> <td style="width: 150px; height: 150px;"></td> </tr> </table>	申込金融 機関名		担当者名		に
申込金融 機関名	(担当者：)													
※受付印														
※決裁： 年 月 日														
申込金融 機関名														
担当者名														

改め、「太枠内を記入してください。また、」を削る。

(上越市身体障害者福祉法施行細則の一部改正)

第20条 上越市身体障害者福祉法施行細則（平成8年上越市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第4号様式及び第5号様式中「印」を削る。

(上越市情報公開条例施行規則の一部改正)

第21条 上越市情報公開条例施行規則（平成8年上越市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第5号様式及び第6号様式中「印」を削る。

(上越市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則の一部改正)

第22条 上越市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則（平成10年上越市規則第8号）の一部を次のように改正する。

第10号様式の2中「印」を削る。

(上越市生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部改正)

第23条 上越市生活環境の保全等に関する条例施行規則(平成10年上越市規則第42号)の一部を次のように改正する。

第2号様式中「印」を削る。

(上越市景観条例施行規則の一部改正)

第24条 上越市景観条例施行規則(平成12年上越市規則第46号)の一部を次のように改正する。

第3号様式中「印」を削る。

第16号様式中

「

備	考	※
---	---	---

※印欄は、記入しないでください。

」

を

「

備	考	
---	---	--

」

に改める。

第18号様式、第21号様式及び第32号様式中「印」を削る。

(上越市児童手当法施行細則の一部改正)

第25条 上越市児童手当法施行細則(平成14年上越市規則第45号)の一部を次のように改正する。

第9号様式及び第10号様式中「印」を削る。

(上越市児童福祉法施行細則の一部改正)

第26条 上越市児童福祉法施行細則(平成15年上越市規則第19号)の一部を次のように改正する。

第11号様式中「印」を削る。

「

第15号様式中

受付番号	
------	--

を削り、備考を次のよ

」

うに改める。

備考

- 1 「法人である場合その種別」欄には、「社会福祉法人」「医療法人」「社団法人」「財団法人」「株式会社」「有限会社」等の別を記載してください。
- 2 「法人所轄庁」欄には、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
- 3 「実施事業」欄には、今回申請をする相談支援事業の種類に「○」を記載してください。
- 4 「障害児相談支援事業」の指定を申請する場合は、「特定相談支援事業」の指定も併せて申請してください。

(上越市道路工事施工承認規則の一部改正)

第27条 上越市道路工事施工承認規則（平成16年上越市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第6号様式中「

印

」を削る。

(上越市同報系防災行政無線戸別受信機等貸付規則の一部改正)

第28条 上越市同報系防災行政無線戸別受信機等貸付規則（平成16年上越市規則第144号）の一部を次のように改正する。

第2号様式中「

印

」を削る。

(上越市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部改正)

第29条 上越市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年上越市規則第40号）の一部を次のように改正する。

第19号様式中「

印

」を削る。

第23号様式中

受付番号	
------	--

 を削り、備考を次のよ

うに改める。

備考

- 1 「法人である場合その種別」欄には、「社会福祉法人」「医療法人」「社団法人」「財団法人」「株式会社」「有限会社」等の別を記載してください。
- 2 「法人所轄庁」欄には、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
- 3 「実施事業」欄には、今回申請をする相談支援事業の種類に「○」を記載してください。
- 4 「障害児相談支援事業」の指定を申請する場合は、「特定相談支援事業」の指定も併せて申請してください。

(上越市法定外予防接種健康被害補償規則の一部改正)

第30条 上越市法定外予防接種健康被害補償規則（平成18年上越市規則第46号）の一部を次のように改正する。

第2号様式中「印」を削る。

（上越市中心市街地活性化資金融資規則の一部改正）

第31条 上越市中心市街地活性化資金融資規則（平成23年上越市規則第18号）の一部を次のように改正する。

別記様式中

申込金融機関名	(担当者：)
※受付印	
※決裁： 年 月 日	

を

申込金融機関名	
担当者名	

に

改め、「太枠内を記入してください。また、」を削る。

（上越市経営力強化資金融資規則の一部改正）

第32条 上越市経営力強化資金融資規則（平成25年上越市規則第31号）の一部を次のように改正する。

別記様式中

申込金融機関名	(担当者：)
※受付印	
※決裁： 年 月 日	

を

申込金融機関名	
担当者名	

に

改め、「太枠内を記入してください。また、」を削る。

(上越市空き家等の適正管理及び活用促進に関する条例施行規則の一部改正)

第33条 上越市空き家等の適正管理及び活用促進に関する条例施行規則(平成27年上越市規則第47号)の一部を次のように改正する。

第8号様式、第13号様式及び第14号様式中「印」を削る。

(上越市定住促進奨学金貸付条例施行規則の一部改正)

第34条 上越市定住促進奨学金貸付条例施行規則(平成28年上越市規則第22号)の一部を次のように改正する。

第2号様式中「印」を削る。

第6号様式中「公印省略」を削る。

第10号様式及び第12号様式中「印」を削る。

(上越市若者奨学金返還支援助成金交付規則の一部改正)

第35条 上越市若者奨学金返還支援助成金交付規則(令和5年上越市規則第35号)の一部を次のように改正する。

第2号様式、第4号様式及び第6号様式中「印」を削る。

(上越市粗飼料価格高騰緊急対策支援金交付規則の一部改正)

第36条 上越市粗飼料価格高騰緊急対策支援金交付規則(令和5年上越市規則第37号)の一部を次のように改正する。

第2号様式中「印」を削る。

(上越市第二次介護保険施設・障害者施設等物価高騰対策支援金交付規則の一部改正)

第37条 上越市第二次介護保険施設・障害者施設等物価高騰対策支援金交付規則(令和5年上越市規則第39号)の一部を次のように改正する。

第3号様式中「印」を削る。

(上越市農地渇水・高温対策支援金交付規則の一部改正)

第38条 上越市農地渇水・高温対策支援金交付規則(令和5年上越市規則第41号)の一部を次のように改正する。

第2号様式中「印」を削る。

(上越市農業水利施設電気料金高騰対策支援事業補助金交付規則の一部改正)

第39条 上越市農業水利施設電気料金高騰対策支援事業補助金交付規則(令和6年上越市規則第5号)の一部を次のように改正する。

第2号様式中「印」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に交付され、又は保有している、この規則に基づく改正前の関係規則に規定する様式は、当分の間、それぞれ、適宜、適切な修正を加えて、この規則に基づく改正後の関係規則に規定する様式の相当する様式として使用することができる。